

# 農政をめぐる情勢

## 目次

I RCEPが合意・署名	1
II 種苗法改正案が衆院で可決	8

## 今月号のあらまし

### I RCEPが合意・署名

11月15日、RCEP首脳会議及び署名式が開催され、インドを除く15か国（日本、中国、韓国、ASEAN10か国、オーストラリア、ニュージーランド）が協定に合意・署名した。中国、韓国とは初めて結ぶ経済連携協定（EPA）となる。

重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）について、関税削減・撤廃からすべて除外。日本の農林水産品の関税撤廃率は、TPPや日EU-EPAの82%より低い水準となった。対中国は56%、対韓国は49%、対ASEAN、オーストラリア、ニュージーランドは61%となる。

### II 種苗法改正案が衆院で可決

11月19日、衆議院本会議において、種苗法改正案が、自民、公明、維新、国民の賛成多数で可決された。採決にあたっては、改正による農家への負担の増加への懸念を踏まえ、種苗の適正価格での安定供給、自家増殖の許諾手続きの適切な運用などを政府に求める附帯決議が採択された。

# I RCEPが合意・署名

## — 中国と初めてとなるEPAの締結へ —

### 1. RCEP

#### (1) 合意・署名

- 11月15日、RCEP首脳会議及び署名式が開催され、インドを除く15か国（日本、中国、韓国、ASEAN10か国、オーストラリア、ニュージーランド）が協定に合意・署名した。中国、韓国とは初めて結ぶ経済連携協定（EPA）となる。

#### (2) 主な合意内容

##### 【守り】

- 重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）について、関税削減・撤廃からすべて除外。日本の農林水産品の関税撤廃率は、TPPや日EU・EPAの82%より低い水準となった。対中国は56%、対韓国は49%、対ASEAN、オーストラリア、ニュージーランドは61%となる。
- 野菜等については、農水省が公表する資料「RCEP農林水産品関連の合意概要」の中で、以下のように説明している。

##### 中国：

- ・生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。  
(例) たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ（乾燥含む）、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー等
- ・国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができているものは長期の撤廃期間を確保。  
(例) 冷凍した野菜調製品（冷凍惣菜）、乾燥野菜（インスタント向けフリーズドライの具材）、朝鮮人参等

##### 韓国：

- ・野菜について基本的に関税削減・撤廃から除外する等、対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。

##### ASEAN・豪州・NZ：

- ・TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。

（農水省資料「RCEP農林水産品関連の合意概要」は別紙1の通り）

- ただし、対中国の関税において、
  - ・トマト（現行：3%）は段階的に削減され、16年目に関税撤廃
  - ・結球キャベツ（3%）は16年目に関税撤廃（15年目まで関税維持）
  - ・いちじく（6%）・なし（4.8%）・柿（6%）などは段階的に削減され、11年目に関税撤廃

等の内容で合意されており、品目によっては警戒が必要である。

【農水省HP公表資料「RCEP市場アクセス交渉の結果概要-畜産物、園芸作物等-」より抜粋】

品名 (HS2012)	概要、用途・製品の例	合意内容				
		(対国)	(合意内容)	(税率)	(最終税率)	(最終税率)
070200000 トマト (生鮮のもの及び冷蔵したもの)		対ASEAN、豪州、NZ、中国	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	—	無税
		対韓国	除外			
070490020 結球キャベツ (生鮮・冷蔵)		対ASEAN、豪州、NZ	段階的に16年目に関税撤廃	3.0%	—	無税
		対中国	16年目に関税撤廃(15年目まで関税を維持)	3.0%	—	無税
		対韓国	除外			
080420010 いちじく (生鮮)		対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	—	無税
080420080 いちじく (乾燥)		対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	—	無税
080830000 なし (生鮮)		対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	4.8%	—	無税
081070000 柿 (生鮮)		対RCEP参加国	段階的に11年目に関税撤廃	6.0%	—	無税

- また、冷凍の野菜調製品（9%）や、乾燥野菜（9%）は段階的に削減され、11、16年目に関税撤廃する。冷凍の総菜やかき揚げ、インスタント食品で使われるフリーズドライの具材などが該当する。中国からの輸入（2019年）は冷凍の野菜調製品では237億円、乾燥野菜で137億円ある。中国からの野菜輸入の動向には注意が必要である。

【攻め】

- 輸出では対中国で切花（10%、23%）が段階的に削減され、11、21年目に撤廃する。また、パックご飯、米菓等も撤廃される。
- なお、中国向けには、イチゴ、温州ミカン、桃、ブドウ、ナガイモ等の品目でも関税撤廃を獲得したが、検疫上などの理由で輸出できない。

(3) 中国の農産物輸出・農業情勢

- 中国は世界最大の野菜輸出国であり、2018年の輸出額は149.7億ドル、輸出量は1044.7万tに達しており、世界の総輸出の比率で16.3%を占める。
- 生鮮・冷凍野菜の輸出額は57億ドルで、野菜全体の37.4%を占める。現在の主な輸出品目はしいたけ、にんにく、きくらげ、ショウガなど。輸出先は金額のトップはベトナムで23.8億ドル、次いで日本が22.9億ドルとなっている。輸出量は日本がトップで158.6万トンとなっている。
- 中国における2018年の農作物の総播種面積は1億6,590万haであり、2017年より43万ha減少したものの、2009年と比べると981万ha増加している。これは日本農地面積439.7万ha（2019年）の2倍以上

にあたる。

- とりわけ、野菜の播種面積は堅調な消費需要を背景に拡大を続け、2009年と比べると377万ha増加している。なお、1978年と比べて5.1倍となっている。また、2018年の野菜の生産量は7億トンで、1978年と比べて7.5倍となっている。

#### 【中国の農作物の作目別播種面積の推移】

(単位：万 ha)

	09年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
コメ	2,979	3,010	3,034	3,048	3,071	3,077	3,078	3,075	3,075	3,019
小麦	2,444	2,446	2,452	2,458	2,447	2,447	2,460	2,469	2,451	2,427
トウモロコシ	3,295	3,498	3,677	3,911	4,130	4,300	4,497	4,418	4,240	4,213
豆類	1,178	1,105	1,037	941	889	882	843	929	1,005	1,019
いも類	809	802	800	782	773	754	730	724	717	718
綿花	448	437	452	436	416	418	377	320	319	335
油料作物	1,344	1,370	1,347	1,343	1,344	1,339	1,331	1,319	1,322	1,287
野菜	1,667	1,620	1,791	1,850	1,884	1,922	1,961	1,955	1,998	2,044
その他	1,444	1,448	1,446	1,439	1,417	1,379	1,404	1,485	1,505	1,528
合計	15,609	15,735	16,036	16,207	16,370	16,518	16,683	16,694	16,633	16,590
うち食糧	11,026	11,170	11,298	11,437	11,591	11,746	11,896	11,923	11,799	11,704

(出典：農林水産政策研究所 [主要国農業政策・貿易政策]プロ研資料 第2号 (2020.3))

#### (4) 今後の動き等

- 発効時期については、梶山経産大臣は署名式後、首相官邸で記者団に「できるだけ早い発効を目指す」と述べるにとどまっている。また、発効5年後に協定全体を見直すことも規定されている。
- J Aグループでは、今後、中国等からの輸入農産物等の増加等の動きに注視しつつ、輸出・国内対策について必要な働きかけを行う。
- また、加工・業務用野菜で関税撤廃から除外されたことを受けて国産への切り替えをいっそう進める必要がある。そのための産地づくりも重要である。

## 2. 日英EPA

- 9月11日に大筋合意が確認された日英包括的経済連携協定(日英EPA)について、10月23日、署名が行われた。

#### 【日英EPAの合意の概要(農水省HPより抜粋)】

- ・日本側の関税については、日EU・EPAの範囲内で合意。
- \*日EU・EPAで関税割当枠が設定されている25品目について、新たな英国枠は設けない。
- \*日EU・EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU・EPAの下で同じ内容のセーフガードを措置。
- \*その他の農林水産品についても、日EU・EPAと同じ内容を維持。
- ・英国側の関税については、牛肉、茶、水産物など主要な輸出関心品目について、関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容を維持。

- 政府は今国会での承認、来年1月1日発効を目指している。

### 3. 日米貿易協定

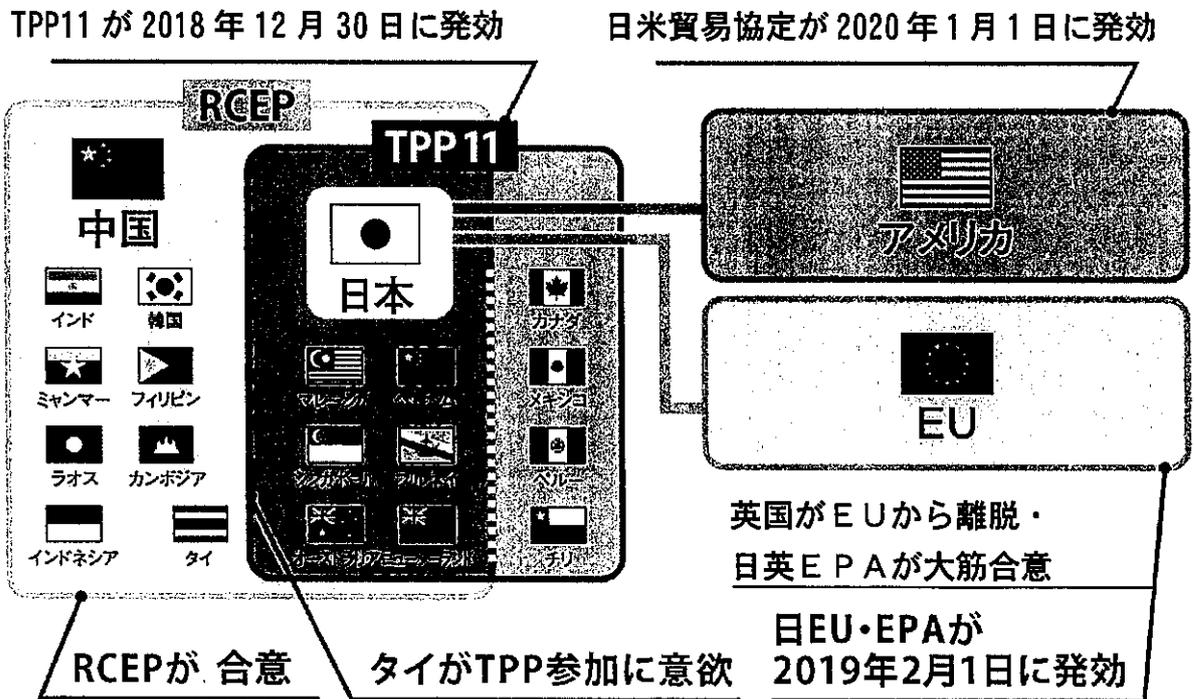
- 11月8日、米大統領選において、民主党のバイデン前副大統領が勝利を確実にしたと報道された。今後、TPPへの復帰や日米貿易協定の追加交渉などが焦点となるが、バイデン氏は選挙期間中これらの貿易政策への言及はほとんどなく、方針は不透明とされている。

- なお、9日、財務省のまとめで米国からの10月の牛肉輸入量が2か月連続で前年を上回ったことが分かった。

- 4月からの累計輸入量（速報値ベース）は15万5880トンとなり、SG発動基準の64.4%に達した。日米協定ではSGが発動すれば「発動水準を一層高いものに調整するため協議を開始する」とサイドレターに明記されている。

### 4. 各自由貿易協定の参加国・発効時期

- TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、RCEP等の参加国・発効時期は以下の通り。



# RCEP

## 農林水産品関連の合意概要

### 守り

1. 日本側の関税については、
  - (1) 重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）について、関税削減・撤廃からすべて除外。
  - (2) 農林水産品の関税撤廃率は、TPP、日EU・EPA（各82%）よりも大幅に低い水準に抑制。  
（対ASEAN・豪州・NZは61%、初のEPAとなる中国は56%、韓国は49%）

### 攻め

1. 各国の関税については、
  - (1) 14億人の人口を抱える巨大市場の中国からは、ほたて貝などの輸出関心品目の関税撤廃を獲得。
  - (2) また、韓国からはキャンディー、板チョコレート等の菓子、インドネシアからは牛肉等の関税撤廃を獲得。
2. ルール分野では、税関手続や衛生植物検疫（SPS）措置、知的財産権等に関し、農林水産物・食品の輸出促進に資する環境を整備。

(参考1) 守り：主な品目ごとの合意の内容

品目	中国	韓国	ASEAN・豪州・NZ
米	関税削減・撤廃から除外		
麦	関税削減・撤廃から除外		
牛肉・豚肉	関税削減・撤廃から除外		
乳製品	関税削減・撤廃から除外		
甘味資源作物	関税削減・撤廃から除外		
鶏肉・鶏肉調製品	関税削減・撤廃から除外		
野菜・果樹等	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 (例) たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ(乾燥含む)、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー等</li> <li>国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができているものは長期の撤廃期間を確保。 (例) 冷凍した野菜調製品(冷凍惣菜)、乾燥野菜(インスタント向けフリーズドライの具材)、朝鮮人参等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜について基本的に関税削減・撤廃から除外する等、対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。</li> </ul>
林産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>半数の品目を関税削減・撤廃から除外。 (例) 合板、製材(SPF)、構造用集成材等</li> <li>関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約1/3の品目を関税削減・撤廃から除外。 (例) 合板、製材(SPF)、構造用集成材等</li> <li>関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。</li> </ul>
水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 (例) うなぎ調製品、海藻類等</li> <li>国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや国産品と棲み分けができているものについて長期の撤廃期間を確保。 (例) あさり調製品等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。</li> </ul>

## (参考2) 攻め：関税撤廃を獲得した主な輸出関心品目

	品目	現在の関税率	合意内容
中国	パックご飯等	10%	21年目撤廃
	米菓	10%	21年目撤廃
	ソース混合調味料	12%	21年目撤廃
	醤油	12%	21年目撤廃
	チョコレート菓子	8%,10%	11年目又は16年目撤廃
	切り花	10%,23%	11年目又は21年目撤廃
	ほたて貝（※養殖用(無税)除く）	10%	11年目又は21年目撤廃
	ぶり	7%	11年目又は16年目撤廃
	さけ	5%,7%,10%	11年目又は21年目撤廃
	すけそうだら	5%,7%	11年目又は21年目撤廃
	合板（針葉樹）	2%	11年目撤廃
韓国	キャンディー	8%	10年目撤廃
	板チョコレート	8%	即時撤廃又は10年目撤廃
	建築用木工品（窓、戸、杭・梁）	8%	10年目撤廃
インドネシア	牛肉	5%	即時撤廃又は15年目撤廃
	醤油	5%	10年目撤廃

## (参考3) 攻め：ルール分野での主な合意

### (1) 税関手続・貿易円滑化

迅速通関（可能な限り貨物の到着後かつ必要な税関書類の提出後48時間以内の引取りを許可）及び急送貨物（通常の場合において、貨物の到着後かつ必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可）を規定。

### (2) 衛生植物検疫（SPS）措置

通報された衛生植物検疫措置の説明文書又はその要約の英語による提供（WTO・SPS協定では途上国に義務なし）、技術的協議の迅速な開催等を規定。

### (3) 任意規格・強制規格・適合性評価手続

通報された強制規格及び適合性評価手続の全文又は要約の英語による提供（WTO・TBT協定では途上国に義務なし）、技術的討議の迅速な開催等を規定。

### (4) 知的財産（植物品種保護、地理的表示（GI）、商標権）

- ・「植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）の1991年改正条約」の加入に向けての協力、GI保護に関する情報交換（制度、手続及び対象となる商品等）について規定。
- ・当局に対し、悪意による商標の出願を拒絶・登録を取り消す権限を付与する義務を規定。

## II 種苗法改正案が衆院で可決

### 一 種苗の適正価格による安定供給など附帯決議 一

#### 1. 第201回国会（令和2年1月～6月）の動き

- 種苗法の一部を改正する法律案は第201回国会（令和2年1月～6月）での成立が目指されていたが、審議時間の不足等により先送りされた。
- 同法案は優良新品種の海外流出防止を背景として提出されており、持ち出し制限や、登録品種の自家増殖の許諾制導入等がポイントとなる。

#### 【改正種苗法のポイント】

##### （持ち出し制限）

- ・登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国への輸出や意図しない地域での栽培について、育成者権※により制限できるようにする。

※育成者権とは：種苗法に基づき植物の新品種開発者に付与される権利。品種登録が必要。

##### （登録品種の自家増殖の許諾制導入）

- ・これまで農業者に認められていた登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために種苗として用いる自家増殖について、育成者権者の許諾に基づくものとする。（なお、登録品種の一部はこれまでも許諾が必要。）

#### 2. 衆院農水産委での審議

- 11月12日、衆議院農林水産委員会において、種苗法改正案の審議が行われた。
- 野上農林水産大臣は、「（新品種の海外流出の防止を通じて）地域農業の活性化に資する」として法改正の必要性を説明した。
- 主なやりとりは以下の通り。

#### 【11月12日衆議院農林水産委員会における質疑の主な論点等（要旨抜粋）】

##### （自家増殖禁止）

- ・自家増殖が一律禁止になるのではないかと誤解がある。
- ⇒今般の改正は、登録品種の自家増殖について育成者権者の許諾を必要とするものであり、一般品種の自家増殖は自由である。登録品種についても許諾を得れば自家増殖ができるため、自家増殖が一律禁止になるということはありません。

##### （海外流出防止の手段）

- ・海外流出を防止するためには海外での品種登録が必要であり、法改正の必要はないのではないかと。
- ⇒現在の法律では海外での無断栽培を防ぐには他国で品種登録するしかないが、併せて、法改正により、購入した種苗の海外持ち出しを制限できるよう

にすることが極めて重要と考えている。

- ・海外流出を防止するために自家増殖禁止以外の対策も考えたのか。ほかに方法があるのではないか。
- ⇒これまで育成者権の侵害物品は水際での管理対象となっているが、今般の改正では、輸出先に制限がある登録品種を許諾なく持ち出す場合には育成者権の侵害物品となることから、輸出差止め申立て制度の利用を通じて、事前に持ち出しの動きを察知して税関で差し止めることも可能となるため、水際対策も強化される。
- また、万一海外に持ち出された場合に、その国での栽培や流通を差し止めなければならないことは法改正しても変わらないため、引き続き、他国での品種登録の支援措置は進めてまいりたい。

#### (農業者の負担増)

- ・法改正により農家の負担が増加するのではないかという心配が提起されている。
- ⇒許諾料の設定は各育成者権者の判断となる。しかし、農研機構や都道府県は種苗の普及を目的として品種開発をしており、農業者から営農の支障となるような高額な許諾料を徴収することは通常あり得ない。民間会社も農研機構や都道府県の許諾料の水準を見ており、著しく高額な許諾料となることは考えにくい状況。
- ・登録品種であっても自家増殖しない場合（種を購入してそのまま栽培をしてその全量を例えば市場に出す場合）は新たな手続き等々は必要ないということでしょうか。
- ⇒許諾の手続きも許諾料も必要ない。  
(登録品種で自家増殖する場合に限って新たな規制の対象になる)
- ・許諾については、できるだけ現場が混乱しないように配慮をすべき。
- ⇒許諾の手続きが負担とならないよう団体等がまとめて許諾を受けることが可能となっている。農水省では、個人の農業者も簡単に許諾手続きをできるよう、許諾契約書のひな型を示していきたいと考えている。

### 3. 衆院で可決・附帯決議

- 11月17日、衆議院農林水産委員会において、種苗法改正案の採決が行われ、自民、公明、維新、国民の賛成多数で可決された。
- また、同法案に対し、五派※共同提案による附帯決議の動議が提出され、賛成多数で議決された。(※自由民主党・無所属の会、立憲民主党・社民・無所属、公明党、日本維新の会・無所属の会、国民民主党・無所属クラブ)
- 附帯決議では、改正による農家への負担の増加への懸念を踏まえ、種苗の適正価格での安定供給、自家増殖の許諾手続きの適切な運用などを政府に求めている。

### 【衆院農水委附帯決議のポイント】

- ・ 種苗の適正価格による安定供給を目的に施策を講じる。
- ・ 自家増殖などの許諾手続きが農家の負担にならないよう適切に運用、公的研究機関にガイドラインで周知徹底。
- ・ 米、麦、大豆の種苗の安定供給を都道府県と連携して確保、品種開発や種子の生産・供給体制整備のため適切な助言
- ・ 都道府県の米、麦、大豆の趣旨に関する経費に従来通り地方交付税措置

(附帯決議原文は別紙1の通り)

- 19日、同法案が衆議院本会議で可決、参議院に送付された。24日の週より参議院において審議が始まる予定とされている。

## 種苗法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

近年、我が国の優良な登録品種が海外に流出し、他国で生産され第三国に輸出される等、我が国からの農林水産物の輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が発生している。こうした事態に対処するため、育成者権の強化を図ることが求められている。一方で、育成者権の強化が農業経営に与える影響にも十分配慮する必要がある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

## 記

- 一 我が国の優良な植物新品種の海外流出の防止を目的とした育成者権の強化が、農業者による登録品種の利用に支障を来したり、農産物生産を停滞させ食料の安全供給を脅かしたりしないよう、種苗が適正価格で安定的に供給されることを旨として施策を講じること。
- 二 稲、麦類及び大豆の種苗については、農業者が円滑に入手し利用できることが我が国の食料安全保障上重要であることに鑑み、都道府県と連携してその安定供給を確保するものとし、各都道府県が地域の実情に応じてその果たすべき役割を主体的に判断し、品種の開発、種子の生産・供給体制が整備されるよう、適切な助言を行うこと。
- 三 各都道府県が、稲、麦類及び大豆の種子の原種ほ及び原原種ほの設置等を通じて種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、これを民間事業者に提供するという役割も担いつつ、都道府県内における稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給の状況を的確に把握し、必要な措置を講じることができるよう、環境整備を図ること。
- 四 稲、麦類及び大豆については、品種の純度が完全で優良な種子の供給を確保するため、原原種の採種ほ場では育成者が適切な管理の下で生産した種子又は系統別に保存されている原原種を使用するよう指導すること。
- 五 種苗法に基づき都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様に地方交付税措置を講じること。

六 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、都道府県等の試験研究機関が育成した登録品種に関する通常利用権の許諾については、その手続等が有機農業をはじめ農業者の負担になることのないよう、適切に運用するとともに、これらの公的試験研究機関に対してガイドラインを提示する等により、その周知徹底を図ること。

七 農業者が意図せずに、育成者権者の許諾を得ずに登録品種の自家増殖を行い、不利益を被ることを防止するため、農業者に対して、制度見直しの内容について丁寧な説明を行うこと。

八 公的試験研究機関が民間事業者に種苗の生産に関する知見を提供する場合には、我が国の貴重な知的財産である技術や品種の海外や外国企業への流出を防止するため、適切な契約を締結する等十分留意するよう指導すること。

九 登録品種の種苗の海外流出の防止に当たっては、ホームセンター等の販売員等が意図せずに登録品種の種苗を外国人に販売すること等により不利益を被ることを防止するため、ホームセンター等に対して、制度見直しの内容について丁寧な説明を行うとともに、国において適切な運用を図ること。

十 新品種の開発は、利用者である農業者の所得や生産性の向上、地域農業の振興につながるべきものであることに鑑み、我が国において優良な植物新品種が持続的に育成される環境を整備するため、公的試験研究機関による品種開発及び在来品種の収集・保全を促進すること。また、その着実な実施を確保するため、公的試験研究機関に対し十分な財政支援を行うこと。

右決議する。

農政をめぐる情勢

令和2年11月27日

210部

編集・発行  
・印刷

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉